年金学会
拓殖大学政経学部経済学科
白石浩介ゼミナール

ユース年金学会・2024 年 11 月

学生納付特例に関する研究

拓殖大学政経学部　白石浩介ゼミナール　3 年　年金班

佐藤 一遥、岩澤 功輝、高橋 遥凪、鈴木 亮助

吉田 空翔、邵 雨晴、布川 拓弥

年金学会
拓殖大学政経学部経済学科
白石浩介ゼミナール

目　次

第１章　問題意識

第２章　学生納付特例制度の概要

第３章　先行研究のサーベイ

第４章　学生納付特例制度の歴史

第５章　アンケート調査の実施

第６章　政策提言

年金学会
拓殖大学政経学部経済学科
白石浩介ゼミナール

第１章　問題意識

学生たちにとって公的年金のうちなじみのある学生納付特例制度について調べてみたが、関連する資料が少なく、自分たちなりに研究することにした。学生納付特例制度とは経済的に困難な学生が国民年金保険料の支払いを猶予できる制度である。そこで本研究の問題意識として以下の５つを設定した。

１．学生納付特例制度とはどのような制度なのか？
２．学生納付特例制度の歴史はどうなっているのか？
３．先行研究では、何がテーマとなっているのか。
４．アンケート調査の実態により、独自に実態を探る。
５．学生納付特例制度への政策提案をする。

第２章では学生納付特例制度の概要について研究した。現状の学生納付特例の制度について詳しく探っていく。

第３章では学生納付特例制度の歴史である。どのような経緯で現在の制度になったのか、当時と現在の状況を比較し問題点を探っていく。

第４章では先行研究についてサーベイした。これまでの論文と現状を比較し、変化した点やあまり探られていない部分の発掘に努めた。

第５章ではアンケート調査を実施することにより独自データを得た。実際の利用者にアンケートを取ることによって、問題点を洗い出していく。

最後に、第６章において、学生納付特例制度への政策提言を行う。

第２章　学生納付特例制度の概要

２-１　学生納付特例の対象者

はじめに本章では学生納付特例について、その制度の概要について把握する。資料としては、日本年金機構の各種資料を参照した。学生納付特例の対象者は、大学や高等学校などに在学している学生である。また所得にも一定の制限があり、就業は無いか、あるいは就業していても収入や就業時間が少ない者である。

表２－１　学生納付特例制度の対象者と手続き方法

- **所得基準**
  128 万円+扶養親族等の数×38 万円+社会保険料控除等を下回ること。
- **学生基準**
  大学（大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する者。夜間・定時制課程や通信課程も含む。
- **手続き方法**
  市町村あるいは日本年金機構に申請書を提出する。

２-２　保険料の追納

学生納付特例の承認を受けた期間については、その 10 年以内であれば保険料遡って納めること（追納）ができる。将来受け取る年金額を増額するためには追納が望ましい。学生納付特例の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3 年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされるため、保険料が高くなる。

学生納付特例の適用を受けない場合は、20 歳以上の国民には年金の加入義務があるため、国民年金に加入しなくてはならない。学生時代に経済的に余裕がある場合には、学生納付特例の適用を受けずに、保険料を納付するほうが得であるといえる。理由として、保険料の追納は金額が高くなることはあっても、安くなることはないからである。通常は月額納付であるが、口座振替の早割制度や前納制度により節約することができる。

2-3　老齢基礎年金の受給資格

老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料の納付済期間が 10 年以上必要である。学生納付特例制度の承認を受けた期間は、この 10 年以上という老齢基礎年金の受給資格期間に含めることができる。ただし、老齢基礎年金の額の計算の対象となる期間には含まれないので、満額の老齢基礎年金を受け取るためには、保険料を追納する必要がある。そのため上述の 10 年以内の追納期間が設けられているのである。

表 2－2　年金受給額の反映

	老後基礎年金	老後基礎年金	障害基礎年金 遺族基礎年金
	受給資格期間への導入	年金額への反映	受給資格期間への導入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

2-4　障害基礎年金等の関係

けがや死亡といった不慮の事故が生じた際、以下の（1）または（2）に該当する場合は障害基礎年金や遺族基礎年金が支給される。つまり学生納付特例制度の承認を受けることにより、その適用期間においては保険料納付済期間と同様の受給資格が発生するため、不測の事態に備えることが可能である。

1　事故が発生した月の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期（保険料免除期間を含む）が 3 分の 2 以上ある場合。

2　事故が発生した月の前々月までの 1 年間に保険料の未納がない場合。

2-5　手続きをしないとどうなるのか

手続きをしない場合、けがや病気が発生した際に年金が受け取れなくなる。通常、年金は引退後に受け取ることができるが、現役期間中に病気やけがで障害が残ったときには、障害年金を受給することができる。

しかし、国民年金に加入していても保険料を納めていなかったり、学生納付特例の手続き

を行わないまま、保険料を納めずにいたりすると、障害基礎年金が受け取れなくなる。学生時代に事故で障害を負った場合に無年金になるおそれがあるのである。

障害基礎年金には障害等級が定められており、1 級と 2 級が設定されている。この等級は身体障害者手帳の等級ではなく、国民年金法に定められている等級である。

障害基礎年金→　令和 5 年度　993,750 円　(1 級)
795,000 円　(2 級)

2-6　学生納付特例制度を利用せず保険料を納付する方法

学生納付特例を利用しない場合、国民年金の保険料を納付することになる。この場合、保険料はまとめて納める前納が得である。 理由として、前納すると保険料が割引になるからである。ここでの口座振替やクレジットカード納付には事前の申し込みが必要である。

表 2ー3　保険料の納付方法

	納付方法	1 ヶ月分	6 ヶ月分	1 年分	2 年分
	月々支払の場合	16,250 円	99,120 円	198,240 円	402,000 円
前納	現金・カード支払い	16,190 円	98,130 円	194,720 円	387,170 円
前納	口座振替	16,470 円	97,990 円	194,090 円	385,900 円

（注）令和 5 年度保険料 16,520 円の 12 カ月分と令和 6 年度保険料 16,980 円の 12 カ月分の合計額

2-7　近年の動向

厚生労働省「国民年金被保険者実態調査」によると、学生が占める国民年金第 1 号被保険者の割合は、平成 17 年には約 1 割であったが、令和 2 年には 2 割を超え、現在では 5 人に 1 人以上が学生である。この増加に伴い多くの学生が学生納付特例制度を利用しているものの、その割合は平成 26 年の 66%をピークに減少傾向を示している。また、納付者の割合は増減を繰り返しつつもほぼ横ばいで推移している。

学生の第 1 号被保険者のうち約 1 割が、免除や猶予を受けずに保険料を滞納している。学生の割合が増加しているにもかかわらず納付状況に大きな変化がないため、平成 26 年以降、滞納者全体に占める学生の割合は増加傾向にあり、学生の未納問題が顕在化している。令和 2 年には滞納者全体の 12.1%が学生であった。

第３章　先行研究のサーベイ

３-1　那須川(2023)「学生の保険料滞納を減らすための取り組みについて」

那須川(2023)は、2023 年のユース年金学会での発表資料である。那須川は、大学の事務室が学生納付特例の事務代行する制度の存在を指摘した。この制度は適用率の向上に資すると思われるが、大学に事務負担が発生していることにより、その普及がなかなか進まない実情を紹介した。

3-2　吉中（2018）「大学生の国民年金保険料支払いの意味」

・制度導入の背景

吉中（2018）の研究によると、学生納付特例の制度の導入理由には、20 代の若年層は他の現役世代と比べて所得が十分でないことがあったという。これを受けて学生納付特例制度が導入された。

・若年層における未加入・未納の増加

保険料の納付率に関しては、2001 年度から 2011 年度までの 10 年間で 10%以上低下していることが分かる。特に 2001 年度から 2002 年度にかけては大幅な減少が見られ、これは当時、保険料の徴収業務が市町村から社会保険庁に移管された際の体制準備不足や、同時期に導入された半額免除制度により、全額免除の基準が厳格化されたことへの反発が原因とされている。

2000 年頃から発生したフリーターなどの非正規労働者の増加に伴い、低所得者が増加してきたことも国民年金の保険料の納付を困難にしている。納付率が最も低い年齢層は、2004 年までは大学生を含む 20 歳から 24 歳までであったが、猶予制度が始まった 2005 年以降は、25 歳から 30 歳までの層がそれに取って代わっている。2011 年には 30 歳から 35 歳までの層も納付率が 50%を下回り、納付率の低さが 20 代から 30 代へと拡大していることが確認されている。

・学生納付特例制度の利用状況

保険料の免除や納付特例などの制度利用状況をみると、免除や納付特例を含めた全体の利用者数は増加傾向にある。特に法定免除は生活保護受給者数の増加が影響していると考えられる。学生納付特例制度については、2000 年の制度開始後の数年間は利用者が増加し、

その後は周知が進んだためか、その後は横ばいの傾向を見せている。

吉中による独自アンケート調査の結果によると、20 歳以上の大学生の国民年金加入状況において、「保険料を払っている」人と「学生納付特例制度を申請している」人を合わせると約 8 割が年金制度に加入していることが分かった。特に学生納付特例制度は 65%の学生が利用しており、制度開始から 12 年が経過したことで一定の周知がなされ、年金加入において役割を果たしていることが伺える。この数字は平成 23 年度の「国民年金被保険者実態調査」における学生納付特例制度利用者の割合 62.1%とほぼ同じ水準である。

しかし、一方で「加入手続きをしていない」「加入したが払っていない」「わからない」を合わせると、約 2 割の学生が未加入や未納であり、一定数の学生が年金制度から除外されている現状が確認された。

これらの学生は、公的年金による保障を受けることができず、リスクの高い状態にある。もし障害などのリスクに直面した場合は自己責任に問われ、無年金状態に陥る可能性が出てきてしまう。学生無年金問題を教訓に、大学生にとって国民年金への未加入状態は回避すべき課題としている

3-3　吉中・松本（2013）「大学生における国民年金制度の加入の実態と課題」

・学生納付特例の利用状況

吉中・松本（2013）による研究結果によると、大学生のうち、学生納付特例を利用しているのは 69.6%、第 1 号被保険者として保険料を納付しているのは 20.3%、不明が 10.1%である。厚生労働省の統計でも、学生納付特例の利用割合は 66.0%（2014 年「国民年金被保険者実態調査」）であり、両者に大きな差はない。

学生納付特例が適用された場合、約 6 割（60.4%）の学生が卒業後に「必ず自分で追納する」と答えている。これは制度への加入や保険料の支払いに対して自己責任を感じ、支払義務を認識していることを示していると考えられる。しかし四方・村上・稲垣　（2012）の先行研究によると、納付特例の適用後に追納するのは約 3 割程度にとどまることが報告されており、在学中は将来に保険料を納付したい考えていても卒業後の現実は厳しいと言える。

さらに、加入や納付特例の手続きを誰が行っているかについては、6 割（58.1%）の学生が自分で行っている一方で、4 割（41.9%）の学生は家族が代わりに手続きをしていることが分かった。制度の主体である本人が手続きをせず、親任せにしている学生も一定数存在しているという実態が明らかにされた。

・学生納付特例を利用していない学生による国民年金の加入状況

保険料を納めている学生のうち自分で支払っているのは 14.2%に過ぎず、残りの 85.7%

は親が代わりに支払っていることが分かった。親が子どもの保険料を支払う背景には、税制上の優遇があるほか、潜在的な家族主義（世帯単位での支援）の現れとも言える。

3-4　四方・村上・稲垣　(2012)「若者の納付行動のデータ分析からの考察」

・学生納付特例を利用する決定要因

若年者の保険料納付行動について、本人収入と世帯収入を区別した説明変数を用いた分析では、若年者納付猶予の利用には本人収入が低い場合に有意な影響が見られた。一方、免除制度の利用には本人収入ではなく世帯収入が低い場合に有意な影響を与えていることが分かった。これは、免除制度では世帯所得が基準とされる一方、若年者納付猶予では本人所得が基準となっているという制度設計に一致した結果である。

・未納の決定要因

未納に対する流動性制約の仮説が支持されている。本人の貯蓄額が 10 万円未満の場合には有意に未納確率が上昇することが確認された。20 歳から 30 歳の第 1 号被保険者の若年層では 40%以上が貯蓄額 10 万円未満であり、これが未納に繋がっていることが示されている。

さらに学生納付特例の利用経験者の追納に関する分析では、卒業後に短時間労働者や無業者として第 1 号被保険者のままでいる場合、フルタイム雇用者となる第 2 号被保険者よりも有意に追納確率が低くなることが分かった。また若年者納付猶予の利用経験者については、本人収入が低い場合の追納確率が低くなる傾向が見られた。

・予想寿命が保険料納付に与える影響

逆選択仮説についての分析では、これまでの先行研究で観察されなかった「予想寿命」が未納に影響を与えていることが確認された。これは本研究が若年者を対象としていることが理由と考えられる。若年層ほど予想寿命にばらつきが大きく、短い寿命を予想する者が多くなるとされている。ただし若年者ほど将来の寿命を正確に予測することが難しく、誤った予測をしやすいと考えられる。この予想寿命が未納に与える影響は、将来的に高齢の無年金者や低所得者を生む可能性があることを示唆している。

第４章　学生納付特例制度の歴史

4-1　国民年金の創設時

1959 年に国民年金制度が創設されたが､学生に対する国民年金の扱いは任意加入であり、これが 1991 年まで続いた。学生には高校生が含まれ、昼間の学生のみであった。

任意加入の問題点は、未加入の状態で学生が病気や事故を負うと障害基礎年金が支給されない点である。任意加入になった背景は以下の 3 つである。

① 学生は所得がない。(この判断基準があったために、夜間部・通信制の学生は強制加入であった。)
② 学生の短い期間に障害を負う可能性は低い。
③ 卒業後、職域に応じた適用者となる。

当時、国民年金に加入していた大学生は 1～2%程度であり、加入割合が少なかった原因としては以下があった。

① 学生は行政の窓口等で未加入を推奨された。
② 学生には所得がないと認識されていたにもかかわらず、学生は任意加入であるために免除制度や追納などの猶予もされず、全額自己負担であった。

そもそも公的年金制度とは、国民年金法の施行時より国民皆年金を掲げたものだ。しかし、この時代に学生かつ未加入だった障害者が無年金生活を余儀なくされるという学生無年金障害者問題が起こっていた。これは学生を任意加入にしたことの弊害である。

4-2　1990 年代からの改革と検討

・1991 年：学生に対する国民年金への強制加入の導入

この最大の目的は、顕在化してきた学生無年金障害者問題の解決であった。この時の免除基準として、親元の収入も勘案する(同居・別居の区別なく)という世帯単位の考え方を採用した。保険料支払いは親への依存を前提としていた。

・1998 年：「無年金障害者の所得保障の確立等に関する質問」の一部

質問主意書とは、国会議員による政府の質問である。重度の障害者にとって、障害年金は所得保障として必要となる。この無年金障害者の救済問題に関して、厚生省は社会保険方式

の根幹を揺るがすので障害年金は支給できないと繰り返し、救済策を示していない。皆年金制を採る日本で無年金障害者に対する所得保障の体制が確立されていないことは、そのままにしてはいけない問題であると指摘された。

・1999 年：政府の主張

政府は、「未納の方は経済的な理由や学生であることを理由にされる方が多く、未納者対策としては納めやすい環境づくりや収納対策の強化などを重点にしたい」と発言した。収納対策を実施すれば、老後の年金額を可能な限り満額に近づけることに繋がる。1990 年代の後半になると、国民の老後不安が次第に認識されるに至った。学生時代の未納が将来の年金不足に至ることが懸念されるようになったのである。

・障害者の所得保障の考え方

障害者所得保障制度は以下の 2 つに分類される。第 1 に社会保険方式で行われるもの、第 2 に社会扶助方式で行われるものがある。

このうち社会保険方式とは、障害のリスクが起きる前に保険料を納めた人に給付を行う仕組みである。財源は保険料が大半であるが税の場合もある。この方式では保険料納付要件があるため無年金者が発生する。しかし国民年金の基礎年金を社会扶助方式化して、無年金者が発生しないようにするには大幅な増税が必要になるため困難だ。一方、社会扶助方式は障害者であるというだけで給付を行う仕組みであり、財源は税である。

4-3　2000 年：学生納付特例制度の創設

国民年金制度が周知されると、学生の代わりに親が年金保険料を支払うことへの疑問の声が挙がった。それを受けて社会人になってから年金保険料の追納を認める仕組みの提案が出た結果、この制度が作られた。学生時代に事故を原因とした無年金障害者が発生しないようにするための仕組みが作られたのである。

この制度は年金制度の未納者対策も同時に担っている。当時、免除・未納・未加入を含めた多くの学生にとっては保険料支払いが困難だった。卒業後に追納を可能にしたことや同じ改正時に創設された段階的免除制度(半額免除制度)の導入からは、少しでも保険料の徴収を推進しようとしていたことがわかる。学生は国民年金制度上「学生」とされることにより、規定の保険料を支払うか、本人の所得が一定以下であれば学生納付特例制度を申請するかのどちらかになった。つまり保険料支払いの親への依存という前提がなくなったのである。

このように、新たな無年金問題が発生しないように制度が作られたものの、手続きを怠り、保険料を滞納すれば未加入になるため、これらを促進させる方法を考える必要がある。

4-4　2000 年代のうごき

・2003 年：第 2 回無年金障害者実態調査を実施

無年金障害者となった理由には未納・未加入(23.0%)があり、その理由としては「障害になるとは思わなかった(65.1%)」というものが挙げられる。国民の意識としても公的年金制度の念頭に置いているのは老齢による稼得の喪失であり、障害による稼得の喪失ではなかったのである。その他には「手続きが複雑で分かり難かった・療養中で手続きに行けなかった(50.6%)」、「失業中で支払うことができなかった・保険料が高くて支払えなかった(46.5%)」という声もあった。これらの理由は自己責任だと片付けることはできないという見方がある。

・学生無年金障害者による学生無年金訴訟

学生無年金訴訟とは、学生納付特例が導入される以前の任意加入であった時代に発生した無年金を巡る問題である。現在は学生の未加入者は少数となったので当時ほどではないが、依然として問題点として残っている。

＜2001 年：社会保険審査会が障害基礎年金の不支給決定に対する再審査請求を棄却＞

→全国 9 カ所の地裁で一斉に提訴。国民年金制度の欠陥が憲法 14 条(平等権)と 25 条(生存権)の違反であるとして、年金不支給決定の取消しと国家賠償が求められた。

＜2004 年：東京地裁における是認判決＞

「国が学生無年金の問題を是正する立法措置をとらずに放置したことは憲法 14 条に違反する」として、原告一人あたり 500 万円の国家賠償を認めるという内容だ。この判決はその後の新潟、広島でも同じ判決が下され、運動が速まるきっかけとなった。

・2004-05 年：無年金障害者救済法の成立、特別障害者給付金制度の施行

特別障害者給付金の制度の適用者となって給付金が支給されるのは、1991 年 3 月末までに任意加入しなかった学生無年金障害者である。任意加入により約 4000 人の学生無年金障害者を生んだにもかかわらず、この時の周知が徹底されていないためか支給決定された人は 600 人程度であった。

また障害基礎年金が月額 8.2 万円から 6.6 万円であるのに対し、給付金は月額 5 万から 4 万円に留まり、国民年金の掛け金も免除されないため異論が多い。これはとりあえずの救済制度であるため、より強化したものを考える必要がある。

・裁判のゆくえ

＜2005 年：政府による控訴→東京高裁での判決＞

原告の国家賠償請求は棄却された。

＜2007 年：原告は最高裁判所に上告→最高裁は上告を棄却＞

判決要旨は、「立法措置を講じなかったことが著しく合理性を欠くとはいえない。そのため、障害基礎年金受給者との区別が合理的理由のない不当な扱いであるともいえない。」というものであった。

＜2009 年：最高裁第三小法廷での原告側の上告棄却＞

これにより学生無年金訴訟は終了した。この訴訟で国民年金における学生の任意加入の制度的不備が発覚したにもかかわらず、最終的に原告の主張は認められなかった。

第５章　アンケート調査の実施

（１）回答者の属性

大学内で２０歳以上の男女２８６人にアンケートした。うち日本人が２０３人、留学生８３人であった。

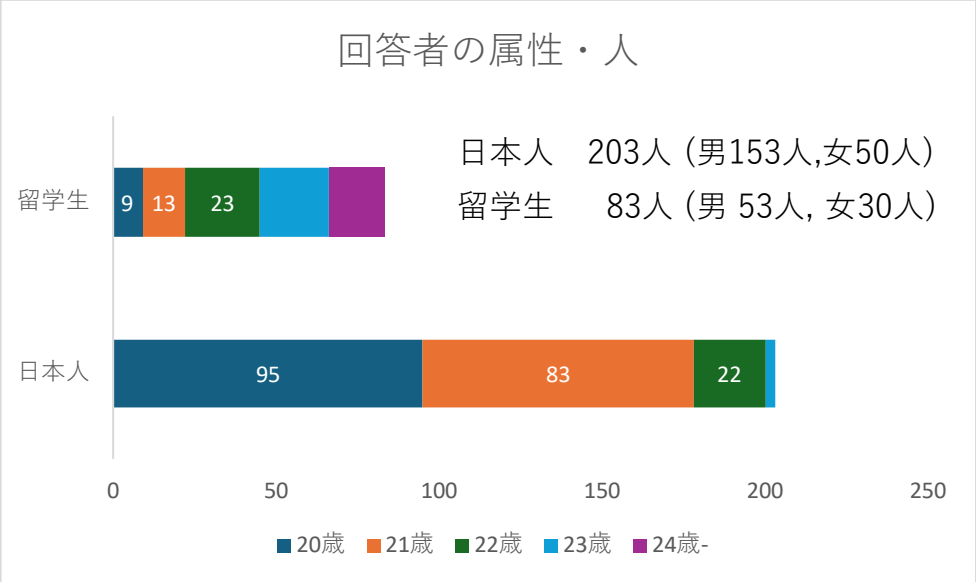

（２）学生納付特例を知っているか？

日本人学生の 67%が納付特例制度について知っており、一定の割合で認知していることがわかる。日本人学生にとっては年金制度が身近な存在であり、義務としての納付が当たり前であるため、学生納付特例についての関心が高いと考えられる。しかし 33%の学生はこの特例を知らないという結果も注目すべきであろう。これは日本の社会保険制度や年金制度が非常に複雑であり、学生が普段には意識していないことが影響している可能性がある。また留学生がある程度この制度に関心を持っていることを示された。留学生は日本に留学中、社会保険に関して情報を得る機会が限られている場合が多いが、特に年金制度については難解に感じることがあるため、この制度への認知があまり広がっていない可能性がある。

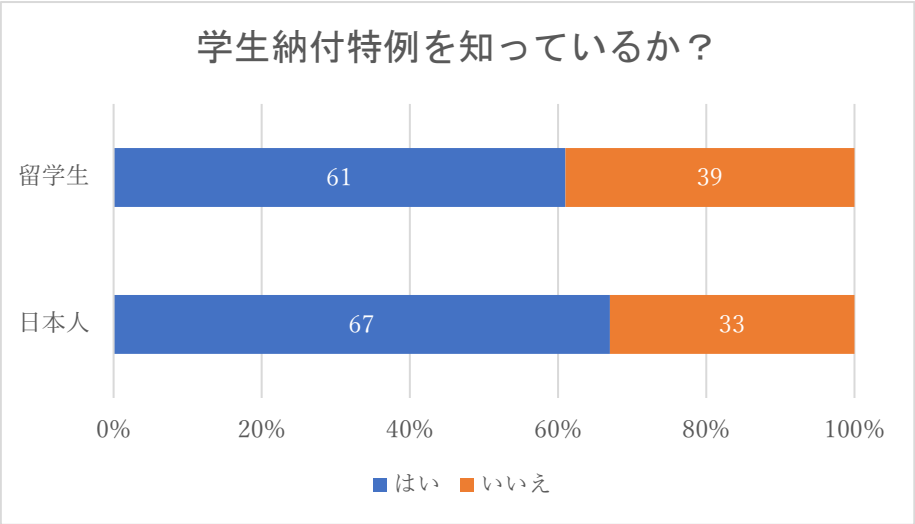

（３）学生納付特例の利用状況

日本人学生では利用率は５２％であった。半分くらいが利用しており、これはほぼ全国並みである。留学生も同様であった。留学生にも２０歳以上には加入義務がある。そして留学生には日本の各種制度を適切に利用登録しているかについて、行政機関からのチェックがあるので注意して手続きをしていると思われる

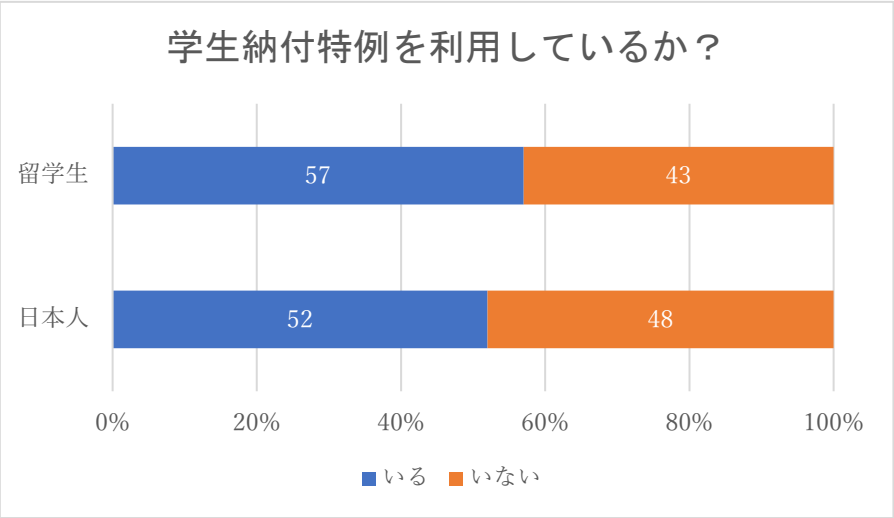

（４）学生納付特例を利用する理由（制度の利用者のみ）

1. 保険料の支払いに余裕がない
   - **日本人:** 圧倒的多数を占めている（約 70%）。これは学生時代に収入が限られることが主な理由と考えられる。日本人学生は特例を利用して生活費や学費の負担を優先する傾向が強い。

- **留学生:** これも主な理由であるが、日本人と比較すると割合が低い（約 40%）。留学生の中には奨学金や仕送りなどで一定のサポートを得ている人が多いと考えられる。

2. 家族や友人などの周りが利用しているから

- **日本人:** かなりの割合を占めている。これは日本国内で学生納付特例が広く認知され、周囲の影響で利用する人が多いことを示している。
- **留学生:** 非常に低い割合である。留学生にはこの制度についての認知が少ない。もしくは文化的背景で「周囲の利用」が動機づけになりにくい可能性がある。

3. 納付する保険料を将来に延期すると年金が減額されるから

- **日本人・留学生:** 両方とも非常に低い割合である。この理由を挙げる学生が少ないことから、制度の将来的な影響（年金の減額など）に関する知識が学生に十分浸透していない可能性がある。

4. 現在の事故に備えたいから

- **日本人:** 非常に少ない割合。学生は一般的に健康で、事故への備えを理由に特例を利用する意識が低いことが分かる。
- **留学生:** 日本人とほぼ同じ傾向。特例を利用する理由としては優先順位が低いと考えられる。

5. その他

- 両者とも非常に少ない割合を示している。「その他」の理由は、個別の事情やケースに依存している可能性が高い。

全体の考察

1. 日本人は「経済的な負担の軽減」と「周囲の影響」を主な理由としている。一方で、留学生は主に経済的負担に焦点を当てているが、日本人に比べて「周囲の影響」が動機となる割合が極端に低い。
2. 留学生への特例制度の認知度向上が課題として挙げられる。また日本人学生に対しては将来的な影響（年金の減額など）の教育も重要だと考えられる。
3. このアンケート結果から、留学生と日本人の間で制度の利用動機に違いがあることが分かり、異なるアプローチで政策を展開する必要性が示唆される。

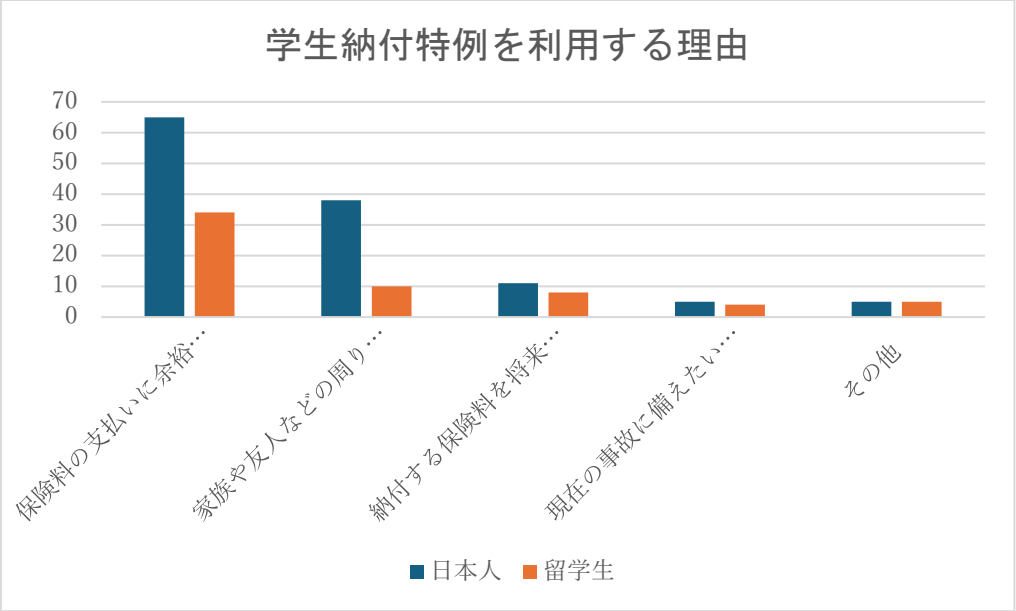

（５）利用者のみ：学生納付特例を知った情報経路

日本人学生について、半数は「友人・知人・親による紹介」（45%）であり、おそらく家庭でのアドバイスが制度利用の決め手になっている。これに「市町村からのハガキ」（29%）が続く。行政による情報提供も重要である。一方、「大学入学時の説明」（9%）もあり、学生に毎日接する大学における窓口説明も未加入対策としては有効であることが示唆される。

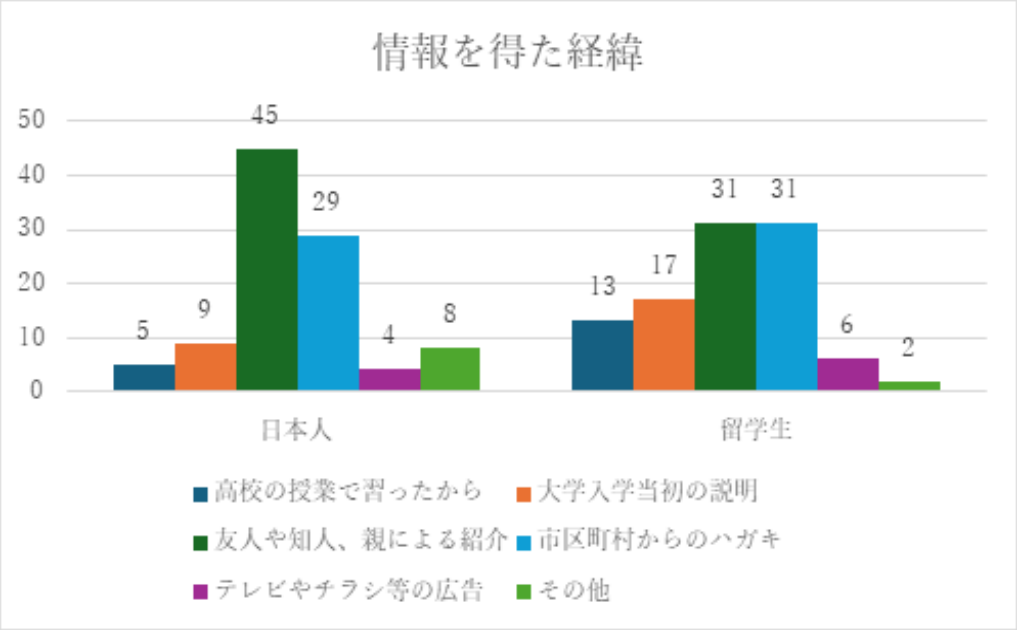

（６）学生納付特例について、卒業後１０年以内の追納見通し：追納できるか？

納付特例の利用者に限定して保険料の追納見通しについて質問したところ、日本人学生で「あり」(54%）となっており、半数しか見通しをもっていない。自力による保険料の追納は厳しいと考えられる。

留学生と日本人の間で将来の納付見通しに関する意識に若干の違いがあることが分かるが全体的には大きな差は見られない。具体的には、留学生の 51%が将来の納付見通しを「ある」と回答しており、日本人も 54%が「ある」と回答している。一方で、将来の納付見通しが「ない」と回答した割合は留学生で 49%、日本人で 46%となっている。この結果からどちらのグループでも将来の納付に対してある程度の見通しを持っている人が多いことが示唆される。

考えられる要因として、留学生と日本人の将来の納付見通しに関する意識の違いは文化的背景や経済的状況の違いに起因する可能性がある。例えば、留学生は日本での生活や将来の安定に対する不安の影響を受け、納付見通しに対して消極的な回答が若干多くなっているかもしれない。一方で日本人の場合、国内での生活や収入の見通しが比較的安定しているため、納付見通しが「ある」と回答する割合がやや高いと考えられる。将来の納付見通しに関する支援や情報提供が、特に留学生に対して重要であることが示唆される。

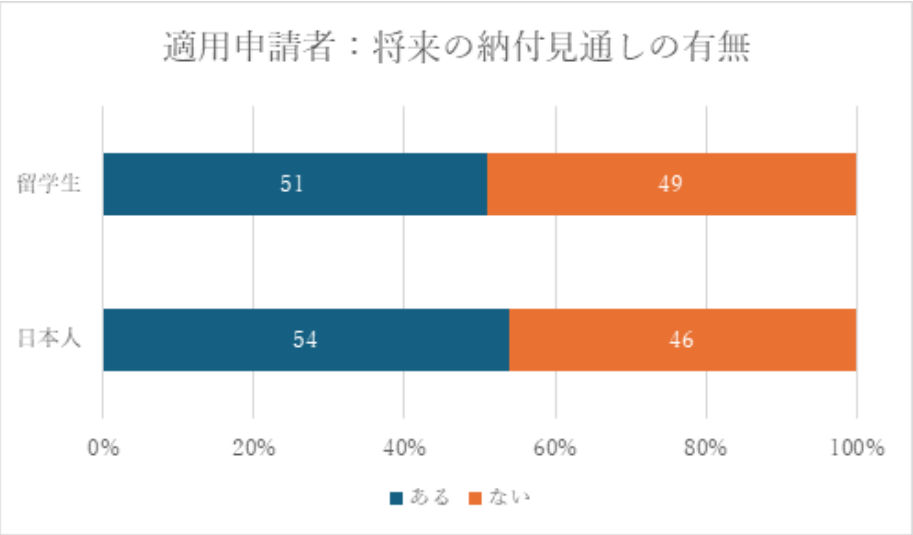

（７）学生納付特例の未利用者：国民年金への加入の有無

学生納付特例の未利用者は国民年金への加入義務がある。そこで未利用者に限定して、国民年金への加入の有無を質問したところ、日本人学生では「未加入」(39%）となっていた。学生の半数が未利用者であるから、全体からみると 2 割程度の学生が未加入であることがわかった。障害による未年金リスクを負っている者たちである。

留学生については、国民年金に「加入している」と回答した割合が 34%で「加入していない」と回答した割合が 66%となっており、未加入者が大多数を占めている。一方、日本

人の場合は「加入している」と回答した割合が 61%で、「加入していない」と回答した割合が 39%となっており、加入している割合が過半数を占めている。この結果から、日本人に比べて留学生の国民年金加入率が低いことが分かる。
考えられる要因として以下の点が挙げられる。

1. **制度の認知度の違い**: 留学生は日本に来てから日が浅いことが多く、国民年金制度についての情報や加入の重要性を十分に理解していない可能性がある。
2. **経済的負担**: 留学生は学業や生活費などの負担が大きいため、年金保険料を支払う余裕がない場合がある。その結果、任意で加入が選択できる場合には未加入を選ぶ傾向が見られる。
3. **将来の帰国を見据えた選択**: 留学生は将来的に母国に帰ることを考えている場合があり、日本の年金制度への加入に対する必要性やメリットを感じにくい可能性がある。

このような状況を踏まえると、留学生に対する国民年金制度の周知や加入のメリットに関する説明が重要である。また留学生向けに経済的な負担を軽減する制度や支援策を整備することで、加入率の向上が期待できる。

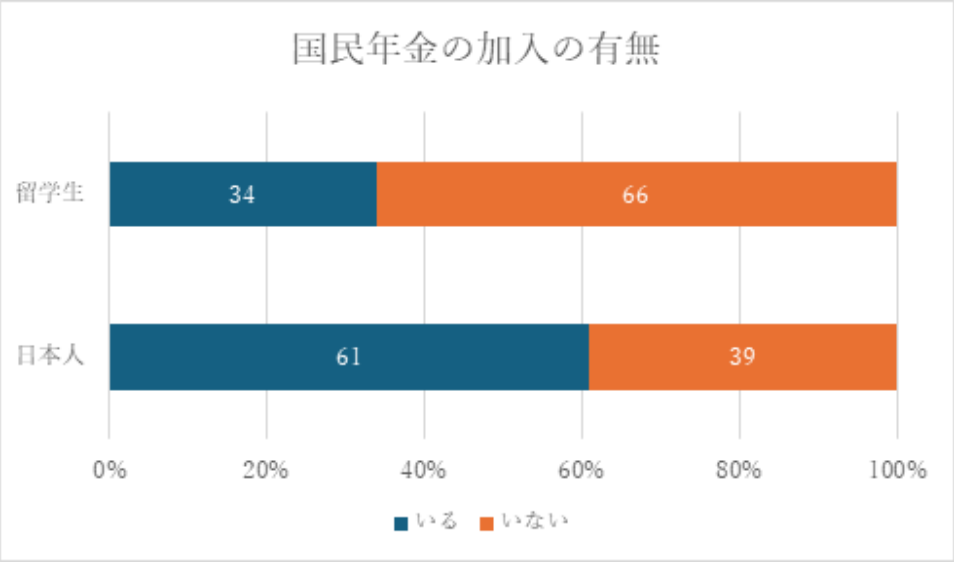

（８）国民年金の加入者：保険料の負担者

学生納付特例を利用せずに国民年金に加入している人に、誰が保険料を支払っているかを質問したところ「本人」(18%）は 2 割であり、「親」(80%）と大部分の日本人学生は、本人ではなくて親族である親が保険料を払っていることがわかった。一方、留学生の場合には本人が負担しているケースが多い。

国民年金の保険料を払っている者にその理由を尋ねたところ、日本人学生では「負担は

義務」「将来、年金がもらえる」が多く「早めに負担した方がよい」「事故に備える」がこれに続く。経済的余裕があるから保険料を親が負担することになるが、年金がもらえるから保険料を負担していると考えているようである。留学生については義務感が納付の動機となっている。

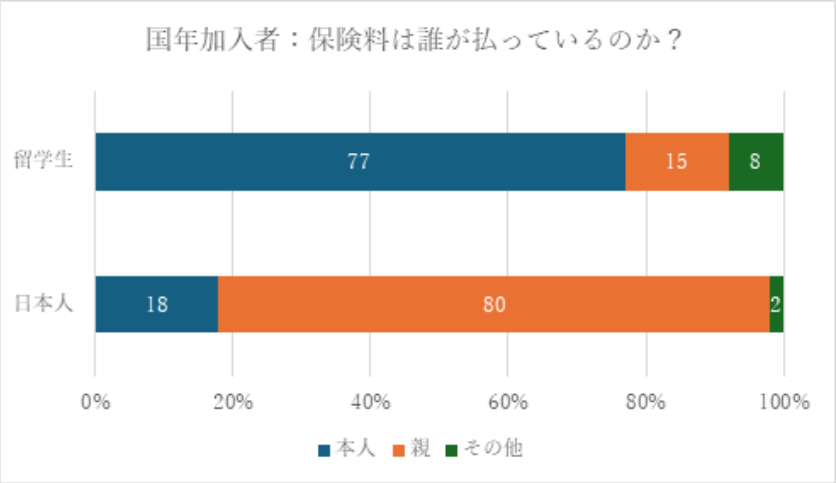

（９）国民年金の加入者：保険料を負担する理由

1. **「早めに払ったほうがよい」との認識の違い**

   最も高い割合を示しているのは、留学生が「早めに払ったほうがよい」と回答している理由で全体の 60%以上を占めている。一方、日本人はこの理由が 30%弱にとどまっており、留学生の方が早めの納付を重要視していることが分かる。留学生にとっては、日本での生活を安定させるために早期の支払いが必要だと感じている可能性がある。

2. **「支払いは義務」との認識の違い**

   「支払いは義務」と回答した割合は日本人の方が高く、30%以上を占めているが留学生の割合は低い。日本人は制度に対する義務感が強く、納付を行っている一方で、留学生は必ずしも義務として意識していないことが伺える。これは制度に対する理解や受け止め方の違いが影響していると考えられる。

3. **「年金が増加する」理由の違い**

   「年金が増加する」ことを理由に挙げた割合は日本人の方が高く、10%以上がこの理由を選んでいるが留学生ではほとんど見られない。日本人は年金制度の将来的な利点を考慮して納付を行っているのに対し、留学生は短期的な生活基盤の安定を優先している可能性がある。

4. **「老後に備えたい」という理由の少なさ**

   「老後に備えたい」という理由は、どちらのグループにおいても低い割合にとどまっている。これは、若年層にとって老後の備えがあまり現実的な関心事ではなく、むしろ近い将来のメリットを意識していることが考えられる。

この結果から、日本人と留学生で年金保険料を支払う理由に違いがあることが分かる。留学生は「早めに払ったほうがよい」と考える割合が高く、これは日本での生活基盤の安定に対する意識の表れと考えられる。一方、日本人は「支払いは義務」と捉えている人が多く、制度への義務感から支払いを行っていることが示唆される。
このような意識の違いを考慮し、異なるニーズに応じた情報提供や支援が求められる。特に留学生向けには将来の利点についても理解を深められるようなサポートが有効であると考えられる。

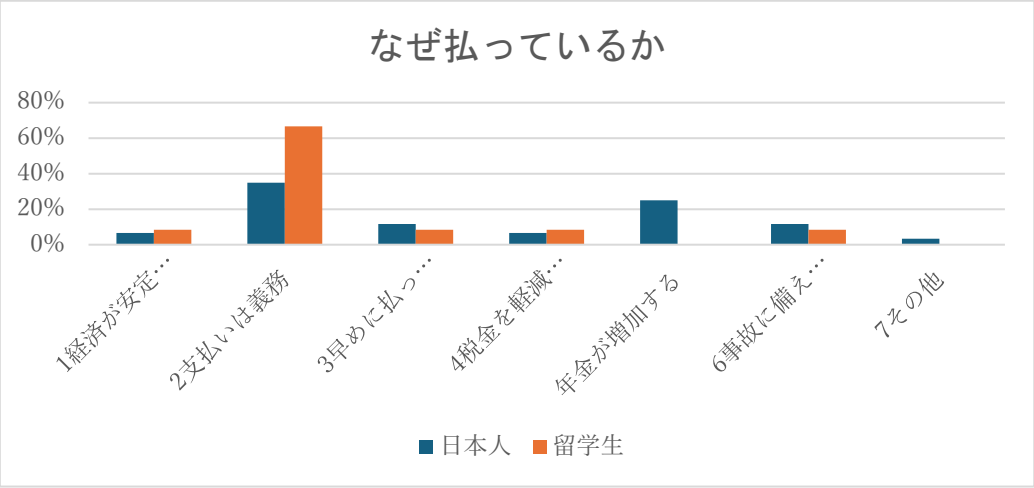

（１０）国民年金への加入者：保険料の納付方法

保険料の納付方法については７割以上の学生（親）が一括納付方法を選択している。減額措置があるからであろう。おそらく年金事務所などの窓口において、納付方法について月割りか一括かを選択する際に、経済的余裕、毎月の資金繰りの煩雑さを勘案して一括納付を選択しているものと思われる。

学生の家庭状況や経済的な背景によって納付方法を選択する傾向が強く影響を与える。特に留学生は一括納付に対してあまり抵抗感を持たない場合が多く、日本人学生は毎月の支払いに慣れている傾向があると考えられる。

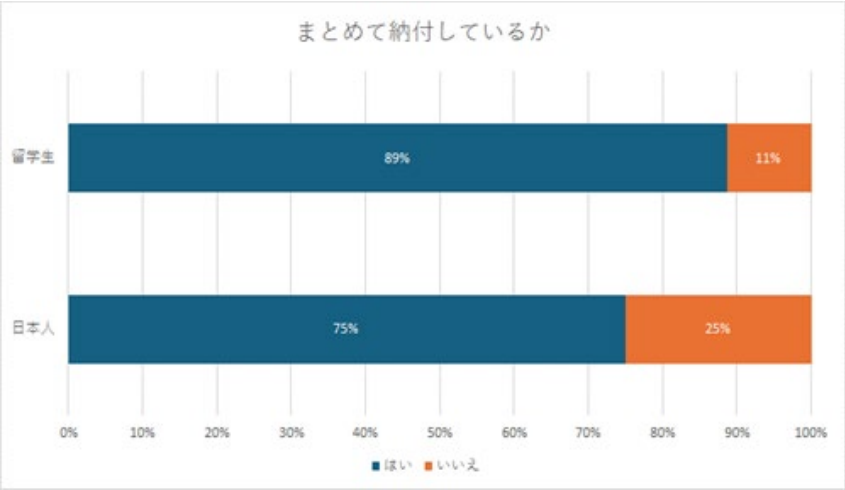

（１１）学生納付特例が未利用、かつ国民年金に未加入：未利用、未加入である理由

学生納付制度が未利用であり、さらに国民年金にも未加入である。つまり日本人学生の場合、全体の２割は存在すると考えられる。年金制度においては問題を抱える集団にその理由を尋ねた。日本人学生では「知らなかった」(61%)「申請に手間がかかる」(18%)とある。もし、知らないことが理由となっているのであり、さらに制度への加入を呼びかけたならば、彼らの多くを無年金リスクから解放することができるかも知れないのである。また手続きについては、学生にとっては行政機関での手続きは未経験なので、何かとわからないことが多いのだろう。

・学生納付特例の情報提供が不十分

学生納付特例は、学生生活の中で重要な社会保障制度の一つであるが、すべての学生がこの制度について十分に理解しているわけではない。多くの学生は、日常的に年金のことを意識して生活していないため、特例について知らないことが多い。学校側や行政が学生向けに特例制度の案内や説明を行っていない場合、学生は制度の存在自体に気づかないことが多い。

特に、留学生の場合は、言語の壁や文化的な違い、さらには日本の社会保障制度への馴染みのなさから、このような制度に関する情報を得る機会が少ない可能性がある。日本人学生も同様に学業やアルバイトなどで忙しく、年金制度の詳細に目を向ける余裕がないため、特例を知る機会が少ないと考えられる。

・ 制度の複雑さ

学生納付特例は、手続きがやや複雑であるため、学生がその詳細を理解しにくい場合がある。例えば納付の猶予や将来的な年金受給にどのように影響するのかという点で、学生にとっては直感的に理解しづらい部分が多い。また、年金制度自体が専門的で難解に感じるため、学生が積極的に調べようとする動機が湧きにくいことが特例を知らない理由の一つとなっているものと考えられる。

さらに学生納付特例の利用が必須でないため、学生の多くは特に必要性を感じず、特例について学ぶ機会がないまま大学生活を終えることが多い。

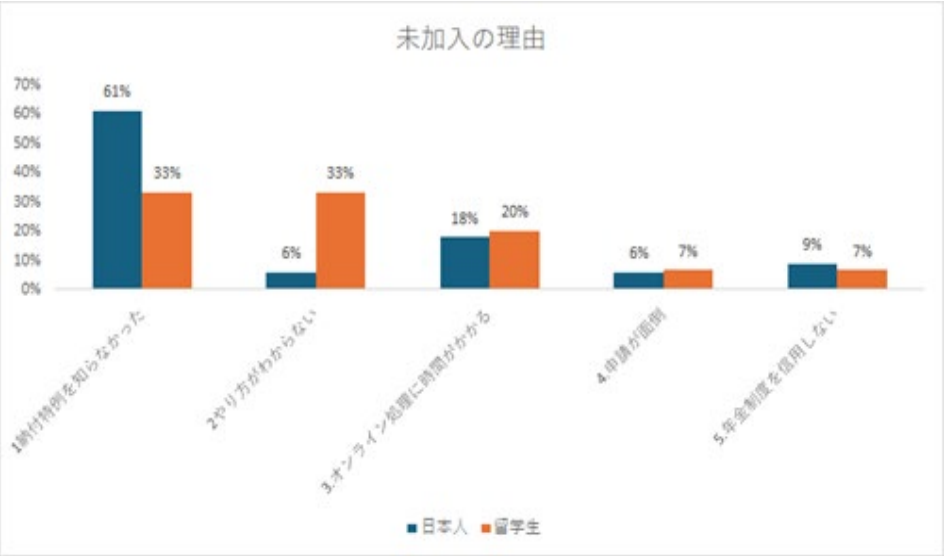

（１２）学生納付特例への評価：全員に質問

全員に学生納付特例についてどう思うかを尋ねたところ、日本人学生では「高く評価」（18%）、「やや評価」（62%）となっており、8 割の学生は肯定的である。一方、留学生は「あまり評価しない」（24%）、「評価しない」（13%）など 3 割の学生は批判的である。留学生からみると１０年間という保険料に最低に必要とされる納付期間や、65 歳以降に日本の年金を受給するということは想像ができないだろう。低評価であることは納得できる。

日本の年金制度に対する信頼が薄れている一方で、将来の年金受給資格を確保するために、年金納付が必要だと考える学生が多い。学生納付特例制度は、納付期間の猶予という形で、将来の年金に対する不安を解消する手段として評価されることが多いだろう。ただし、将来の年金に対する完全な信頼があるわけではなく「やや評価する」という中立的な立場を取る学生が多いのは、年金制度自体に対する不安が影響しているかも知れない。

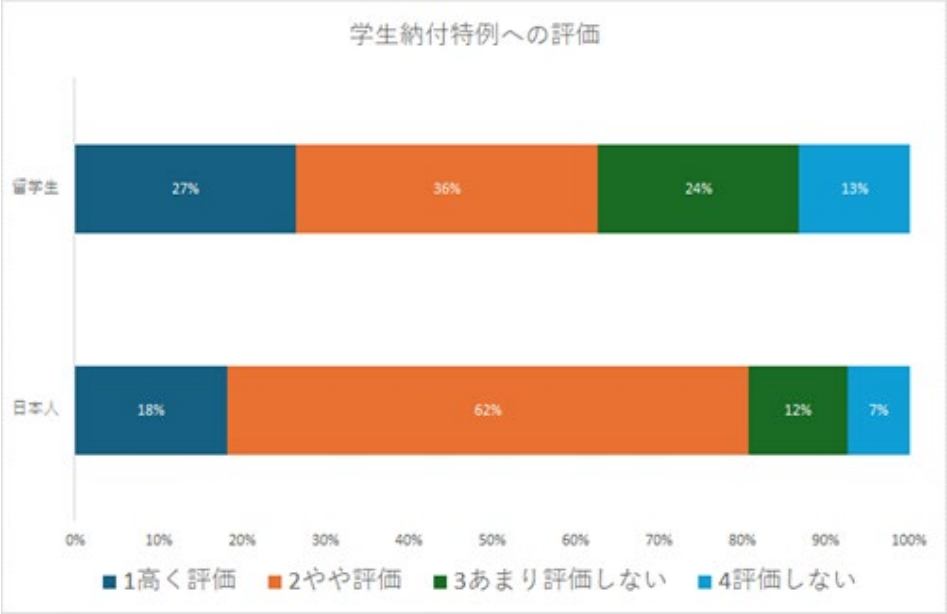

（１３）望ましい将来改革

全員に将来望まれる改革について質問した。日本人学生では「在学中の国民年金の保険料納付にさらに学生割引」(29%)、「卒業後の追納期間の延長」(21%）が多く、これに「在学中の国民年金の保険料納付は保護者の年収に応じて減額すべき」(15%)、「制度の廃止（学生障害には無条件で年金給付)」(11%)、「学生納付特例の利用者への追納時の割引」(11%）が続く。制度自体の廃止を支持する者は少なく、何らかの負担軽減策を求める意見が多い。しかし、具体的な改革の内容については、今回の回答者である学生達はそれほど具体的には考えていないようである。

・「学生優遇割引を実施すべき」：日本人学生にとって「学生優遇割引を実施すべき」という意見が多かったのは、経済的負担を軽減する現実的な解決策として有効に感じられるからだと考えられる。現在、日本の学生の多くは学費や生活費のためにアルバイトをしており、経済的に厳しい状況にある。そのため、学生向けの「優遇割引」は社会保険料の一部を軽減することができ、学生生活における実質的な負担軽減を期待できる手段として支持されているのだろう。

また、学生優遇割引は特定の条件（例えば、家庭の経済状況に応じた割引や、所得に応じた割引）を設けることで、個々の学生にとって公平に適用される可能性があり、納得感を得やすい。実際に日本の学生は年金制度そのものに対する理解は深くないかもしれないが、「負担を軽減する」「学業に集中できる」といった現実的なメリットを重視していると考えられる。

・「制度を廃止すべき」：日本人学生が「制度を廃止すべき」と答えた理由としては学生納付特例制度自体が年金制度に対して不透明感や不信感を抱かせていることが影響している可能性がある。特に若い世代の間では、将来の年金受給についての不安が広がっており「年金がもらえないかもしれない」「納付しても返ってこないのでは？」という声が多くある。こうした不信感から特例制度を廃止し、別の形での支援を求める意見が出ていると考えられる。

また、納付特例が一部の学生にとっては十分に活用されていない、または制度自体の必要性が薄れていると感じる学生もいるかもしれない。特に学生納付特例を利用することが「将来の年金に無駄になる」と感じている学生にとっては、廃止を支持する声が上がるのは理解できる。

・「保護者の収入に応じて減額すべき」：日本人学生にとって「保護者の収入に応じて減額すべき」という意見が支持されたのは、家庭の経済的な状況に合わせて公平に制度を適用するべきだという考えによる。家庭の経済力に応じて負担を軽減することは、より多くの学生にとって実際的な支援となる。特に家庭の収入が低い学生にとっては、収入に応じた減額が学生生活を支える手段となるため、この選択肢が支持される理由となる。

・まとめ

アンケート結果からは学生納付特例制度に望まれる改革に関して、学生自身が経済的な負担軽減を求める声が強いことが分かった。特に「学生優遇割引を実施すべき」という意見が最も多かったことから、学生たちの多くが直接的な経済的支援を最も重視していることが伺える。制度自体を廃止すべきという意見も一定数あり、年金制度への不信感や関心の薄さが影響していると考えられる。また、保護者の収入に応じた減額案も一定の支持を集め、家庭の経済状況に配慮した支援を求める声が強いことが分かる。

全体として学生納付特例に対する関心は、将来の年金受給よりも今現在の経済的支援が重要視されていることが示された。

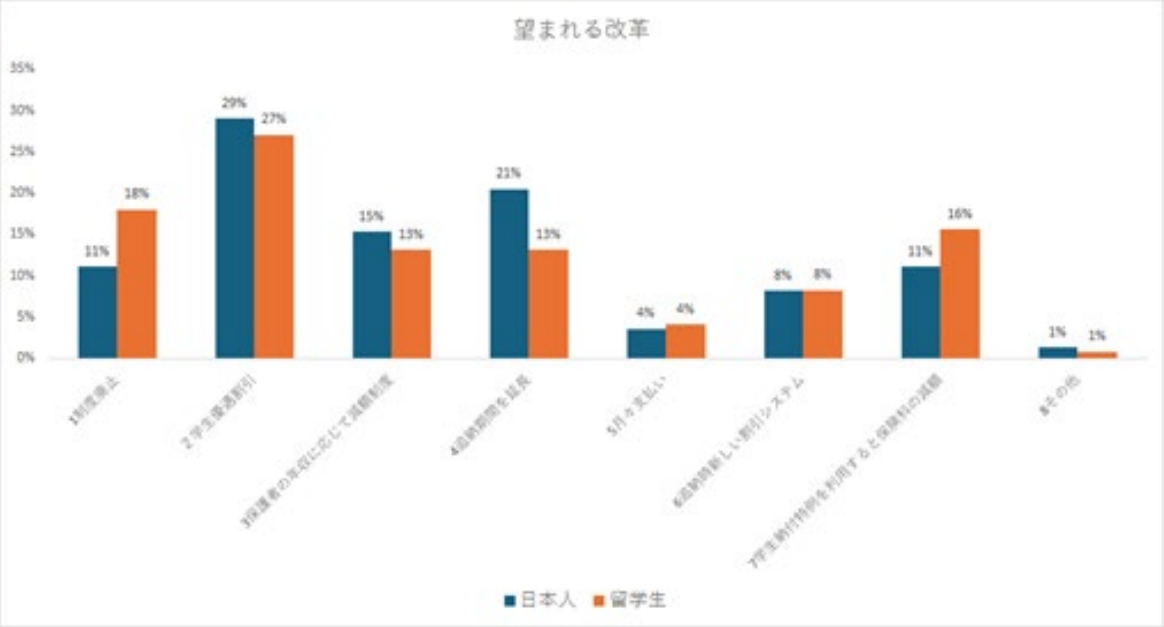

（１４）クロス集計結果（日本人学生）: 学生納付特例の利用の有無×奨学金の有無

日本人学生について設問間のクロス集計を試みた。学生納付特例の利用の有無を決定する要因について探ることがクロス集計の目的である。

奨学金の有無について考えると、学生納付特例の利用者、つまり在学中に国民年金の保険料を納付しない者は「奨学金無し」(59%）であり、学生納付特例の未利用者（41%）に比べると高かった。つまり学生納付特例の利用者は、おそらく奨学金を借りるだけの経済的に余裕が無い者である。

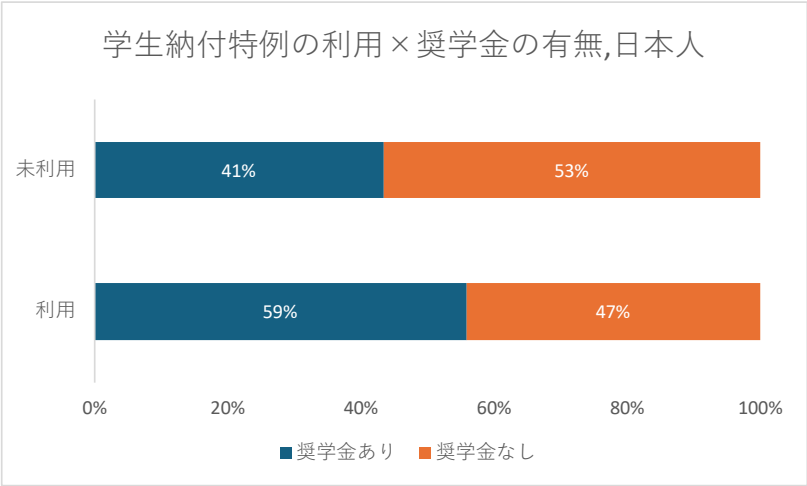

（１５）クロス集計結果（日本人学生）：学生納付特例の利用の有無×家庭の豊かさ

家庭の豊かさとは、本人あるいは家庭が経済的にどの程度豊かであると思うかという主観的な評価である。しかし、学生納付特例の利用者は「豊か」（45%）と感じる者は半数以下であり、学生納付特例の未利用者（55%）に比べると低かった。

本人および両親に経済的余裕が無いから、学生時代に保険料が納付できず、学生納付特例を利用することで保険料の納付が就業後に延期される。これは制度が想定する利用形態であるから、その限りにおいては問題があるとは言えない。しかし本アンケートから分かった通り、学生時代に国民年金の保険料を納付する者はその多くが本人ではなく、親が保険料を負担する。つまり家庭内あるいは世代間での資金の移転が行われているのである。そして受益者は経済力がある家庭の子弟に限られる。経済格差の拡大が懸念される現在においては、所得再分配の観点からは現状にはやや問題があると言えるだろう。

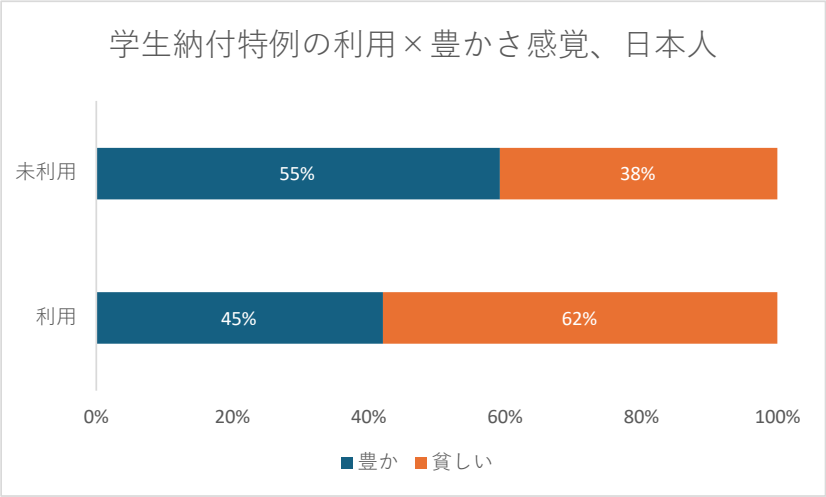

（１６）付録：回答者の属性

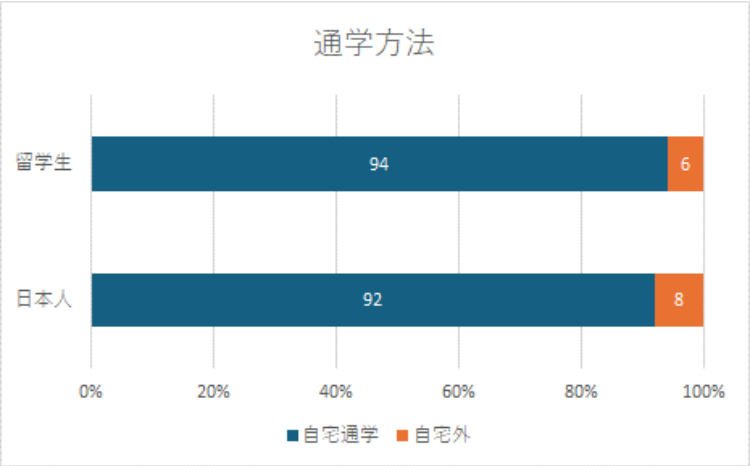
通学方法
留学生
94
6
日本人
92
8
0%
20%
40%
60%
80%
100%
自宅通学
自宅外

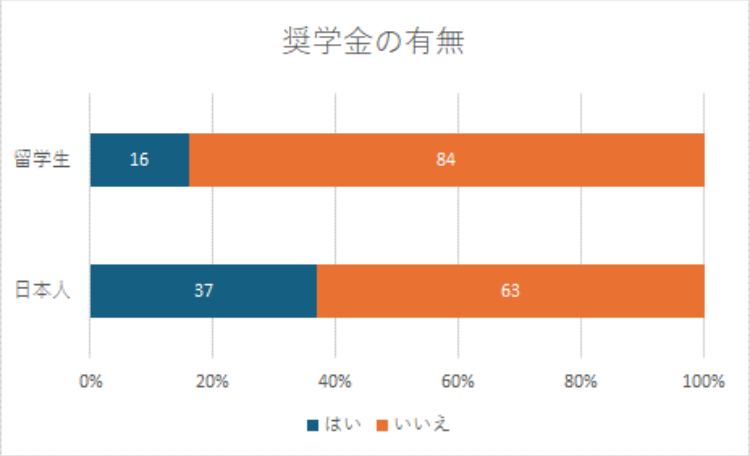
奨学金の有無
留学生
16
84
日本人
37
63
0%
20%
40%
60%
80%
100%
はい
いいえ

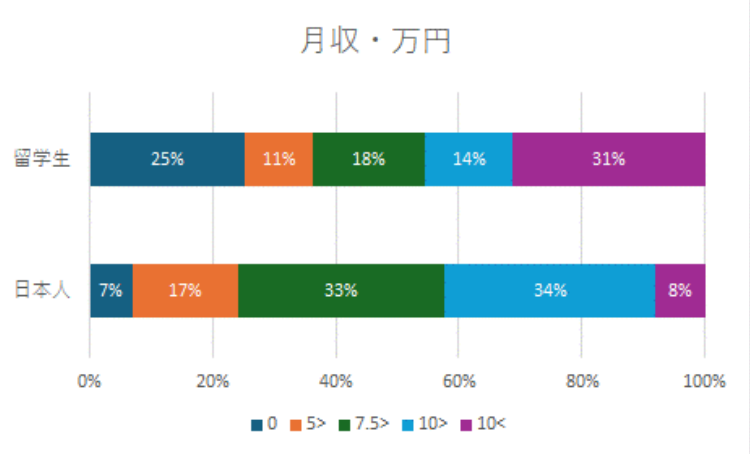
月収・万円
留学生
25%
11%
18%
14%
31%
日本人
7%
17%
33%
34%
8%
0%
20%
40%
60%
80%
100%
0
5>
7.5>
10>
10<

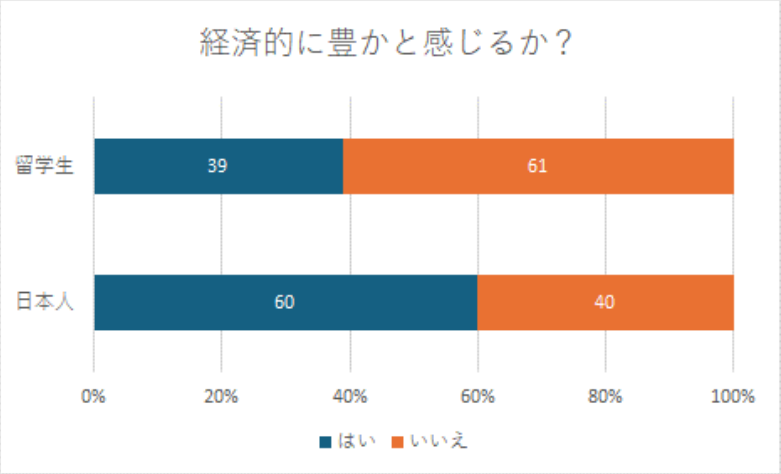
経済的に豊かと感じるか？
留学生
39
61
日本人
60
40
0%
20%
40%
60%
80%
100%
はい
いいえ

第６章　政策提言

６．１　現状認識

国民年金の創設により国民皆年金が実現したが、長らく学生は任意加入であった。1991年に強制加入になったが、保険料を納付する経済力がない学生の加入は少なかった。ここで発生した問題は在学中の重度の障害発生である。

この問題を解決するために、学生納付特例制度が2000年に導入された。学生納付特例は、在学中の保険料の納付を将来に延期することを認める制度である。この制度が上手く機能すれば、在学中の障害発生に対して、障害年金を給付することが可能になる。つまり学生納付特例は、制度としては障害リスクに対応したものとして評価できる。一方、学生納付特例にはいくつかの改善すべき事項があると思われる。

６．２　保険料未納者の問題

（１）概要

学生の間に保険料の未加入者や未納者が存在することである。多くの学生には制度の存在が知られているが、学生の 20%程度は未加入者であり、彼らは依然として障害年金が無しになるというリスクに直面している。この解決策は未加入者を減らすことである。

（２）具体的提案

・未加入者の削減のための大学とのタイアップ強化

昨年度「ユース年金学会」における那須川提言（流通経済大学・百瀬ゼミ）では、大学における事務代行の制度の存在が喚起された。大学側の事務負担の大きさや未加入者数が多数派ではないという点を考えると、多くの大学における導入は難しいという結論であった。一方、日ごろに大学生と接点を有するのは、年金事務所や市町村ではなく大学である。従って、何らかのタイアップの強化が望まれている。

第１に、国民年金だけでなく税金制度全体に関する教育セミナーを実施する。学生に対して国民年金の重要性だけでなく、学生に関係する税金制度に関して教育セミナーを開く。募集方法についても、対象者のみへの学生メールや掲示板を使うことにより経費削減を図る。

第２に、日本年金機構の担当者などに来校していただくことで学生への呼びかけ強化を実施する。

コスト面で問題がある場合、大学側から未納者を呼びかけるだけではなく、大学の相談窓口にて対応ができるように対策を講じることで、未加入者を削減できると考えられる。

６．３　本人以外による支払いの問題

（1）概要

学生納付特例を利用しない学生は、国民年金の制度加入者となり保険料を納付する。これは年金制度の趣旨としては望ましい。しかし、学生は経済力に乏しいから、両親などの親族が保険料を納付している。本人ではなく親の資力によって保険料の納付の有無が決定されている。これは所得分配上、以下の懸念事項を引き起こしている。

第 1 に、将来に受給する国民年金を本人の負担無しで受給することができる。国民年金には国庫負担があるため、富裕世帯の学生はそれだけ得をすることになる。

第 2 に、保険料を納付した親は親の所得に対して社会保険料控除が適用される。後日に追納した若者に比べると親が直面する所得税の限界税率は高いため、それだけ富裕世帯が得をすることになる。この問題は単純ではなく、上記のメリットの存在が子供のために保険料を納付するインセンティブになっている可能性がある。

（2）政策提案：社会保険料控除の制限

第 1 に、富裕家庭に対して一定の所得以上の場合、子供の社会保険料を負担した場合に適用される社会保険料控除を制限する。例えば年収 1,500 万以上の家庭に対して控除率を引き下げるなど、控除額に上限を設定することで社会保険料の控除額を抑制したらどうかと考えられる。

第 2 に、所得に応じて控除額を変動させる。家庭の所得に応じて控除率を変化させる逆進的な控除を導入する。低所得の家庭ほど控除率を引き上げ、高所得の家庭ほど控除率を低くすることで富裕層と低所得層の控除に対する便益を同水準に設定することができる。

これらの政策の問題点は既述の通り、富裕層家庭では子供である学生の分まで保険料を支払うことで、その負担分が所得税・住民税の控除の対象となるため、親が積極的に支払うインセンティブが生まれている点である。控除を制限すればこのインセンティブは弱まる。大学生の教育費負担が家計に偏重する傾向が強まる上で、社会保険料控除の適用に上限を設定することに理解を求めていく必要がある。

６．　４　学生納付特例利用後の保険料の追納問題

（１）問題の所在

学生納付特例を利用した学生には 10 年以内に保険料を追納することが求められている。一般的な大学生の場合、繰り延べる保険料は 2 年分であり約 40 万円である。この金額が 20 代の若者に負担可能かという問題が生じる。

第 1 に、多くの学生の就職時の初任給は、正社員でも年収 300 万円程度である。一括返済は対年収比 10%超なので追納は事実上困難である。毎月返済であると月額 1.6 万円であり、対年収比は 5%のため依然としてかなり困難である。

第 2 に、もし学生が非正規雇用ならばおそらく追納は不可能であり、将来の年金減額が不可避となる。

第 3 に、現在の日本では多くの学生が奨学金を利用している。学生支援機構の調査によると大学生の 50%が奨学金を受給している。一方、奨学金を受給していない学生を含めた全学生の奨学金の受給額は年 40 万円である。返済義務などの詳細は各機関によって異なるが、一般的に 4 年間で 160 万円である。国民年金の保険料の数倍規模の返済義務を学生は負っている。もともと経済力に劣る学生が多額の借金を追っている現状は、必ずしも望ましいとは言えない。この解決策は返済に際しての各種の優遇策の導入であるが、この際には奨学金や学生納付特例を利用していない高卒者からの反発が予想されるので、注意が必要である。

現行の学生納付特例制度においては、学生時代に未納となった年金保険料の追納期間が 10 年に制限されている。しかし、卒業後に収入が安定するまでの時間が十分に確保されていないケースが多く、安定した収入を得るまでに時間がかかる職業や学業後に長期の研修やインターンシップを必要とする人々にとっては、この期間制限が追納を断念する要因となっている。結果として未納期間が増加し、将来の年金受給額が減少する恐れがある。

（２）政策提案

・追納に際しての保険料の負担軽減

第 1 に、年金保険料の追納における延長制度の導入が考えられる。一括返済が困難な学生や若者のために追納期間の延長を設けることで、月額負担をさらに抑えることができる。例えば年金の追納期間を分割して 20 年に延ばして月額負担を低く設定することで、月収や生活費に合わせた返済が可能となる。年金機構が現行の保険料の引き上げを変更して、無利子や低利で分割払いを認めれば若者の負担が軽減できると考える。一括返済する学生においても同様であり、１０年間以内でなく２０年間以内としたらそれだけ追納が容易になる可能性がある。収入が安定した時期に追納が可能となり、経済的負担が軽減されると考えられる。これにより長期的に見た年金制度への参加が促進され、老後の生活保障が確保されるこ

とが期待される。

第２に、保険料の追納に対する一部免除や支援策の検討をする。一定の所得以下の若者に対して追納時に所得に応じた減額や一部免除を提供する制度を導入する。これにより所得の低い若者が無理なく年金を支払うことができ、将来の年金受給権を維持できるようになる。例えば奨学金返済中の若者には一定割合の追納額を免除する特例措置を設けることで奨学金と年金の二重負担を軽減することができる。

第３に、奨学金返済と年金追納の統合返済制度の導入である。学生納付特例の追納分と奨学金返済を統合し、一本化して返済できる仕組みを作ることで、若者が計画的に返済しやすくなる。この制度では追納分も含めて奨学金返済と同様の長期返済計画を策定し、月々の返済額が安定するように設計することが考えられる。

第４に、我々が調べた限りでは追納に関する情報が少なかったように思う。具体的には、１０年以内に月額払いで追納しなくてはならないのか、それとも１０年以内に支払いをスタートすればよいのかなどの追納方法に関する方法が簡単には見つからない状態である。現在の我々の理解では追納時の一括納付が可能と考えているが、実際に可能であるのか分からなかった。学生納付特例を利用する際に、将来の追納の方法について充実した情報提供が望まれている。

参考資料

＜第 3 章＞
那須川(2023)「学生の保険料滞納を減らすための取り組みについて」ユース年金学会報告資料
吉中（2014)「学生納付特例の経緯と現状、保険料の普及率と学生納付特例の関係」『名寄市立大学社会福祉学科研究紀要』
四方・村上・稲垣　(2012)「若者の納付行動のデータ分析からの考察」『三田学会雑誌』
吉中・松本（2013)「大学生における国民年金制度の加入の実態と課題：大学生へのアンケート調査からの検討」『名寄市立大学社会福祉学科研究紀要』
吉中（2018)「大学生の国民年金保険料支払いの意味」『日本年金学会誌 37 号』

＜第 4 章＞
・吉中　季子・松本　祐二(2013)「大学生における国民年金制度の加入の実態と課題-CiNii Research」 https://cir.nii.ac.jp/crid/1050282813437176320
・吉中　季子(2018)「大学生の国民年金保険料支払いの意味」
https://www.jstage.jst.go.jp/article/nenkingakkaishi/37/0/37_19/_article/-char/ja/
・荒木　清寛(1998)「無年金障害者の所得保障の確立等に関する質問」
https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/142/meisai/m142003.htm
・堀勝洋(2005)「無年金障害者の発生とその救済」
https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n289/n289010.html
・磯野博(2005)「無年金障害者問題解決に向けての課題―当事者運動の原点に立ち返って」
https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n289/n289005.html
・北村和巳(2008)「＜学生無年金訴訟＞原告の敗訴確定…最高裁判決(毎日新聞)」
https://news.a902.net/a1/2008/1010-57.html
・八代英太(2005)「無年金障害者救済法の実現のまとめ」
https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n289/n289002.html